

「電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集－電波利用料の料額の見直し等に係る電波法改正に伴う関係規定の整備等－」
 に対して提出されたご意見と総務省の考え方

番号	項目		提出されたご意見	ご意見に対する考え方	意見提出者
	省令案等の題名	条文			
1	電波法施行規則	第51条の9の4 (関係告示案を含む) 第51条の9の6	<p>特定ラジオマイクの移行先周波数である1.2GHz帯およびTVホワイトスペース(470～710MHz)においては、他の無線局との共用条件等によって、特定ラジオマイクの周波数利用に著しい制約が生じることが分かっています。本改正案は電波利用料額を算出する際の「周波数の幅」に対し、こうした事情を適切に反映するものであり、特定ラジオマイクの円滑な移行に資すると考えられるので、賛成します。</p> <p>今後、他の無線局についても周波数利用に著しい制約が生じることが判明した場合は、同様の措置を適時適切に講じていただきたいと思います。</p>	<p>改正案に賛同するご意見として承ります。</p> <p>なお、他の無線局についても特定ラジオマイクと同様の制約が生じた場合は同様の措置を講じることが適当と考えます。</p>	一般社団法人日本民間放送連盟
2			<p>「一般社団法人 特定ラジオマイク運用調整機構」(平成26年4月1日設立)から、今回の電波利用料の改正について、意見を述べさせていただきます。</p> <p>平成2年から現在に至るまで、「一般社団法人 特定ラジオマイク運用調整機構」の前身である「特定ラジオマイク利用者連盟」で運用調整管理をして、国民共有の限られた周波数資源を最大限に運用・活用してきました。更に、音声を通して、芸術文化の発展・継承にも多に貢献してきました。之は自他共に認められるところだと思います。</p> <p>この度、新しい周波数帯に移行するに当たって、従来からの実績を底辺に更なる効率的、且つ成果の上がる運用を目指して行く決意をしておりますが、その使用出来る新しい周波数帯の運用環境には色々な制約があります。ホワイトスペース帯ではFPUからは解放されたが、地デジとエリア放送の共用、更に地デジのチャンネルリストのみの使用等と運用上の制約に加えて使用優先順位が特定ラジオマイクは2位とされ、更に、1.2GHz帯でもFPUとレーダーの共用であるなど、運用上の制約をかけられています。</p> <p>この様な、使用状況と運用上に制限があるなどのご理解をいただき、特定ラジオマイクの普及発展と音声を通して、芸術文化の発展・継承にも多に貢献していきたいと思っており、今回の改正案の実現を切に御願いと共により、更なる負担軽減に向けて、ご検討して頂きたいと願っています。</p>	改正案に賛同するご意見として承ります。	一般社団法人 特定ラジオマイク運用調整機構
3			<p>特定ラジオマイクの移行先での運用は、一次業務の無線設備に混信を与えないよう、運用場所毎に空きCHのみを選択しなければなりません。このような制約がある状況においては、実際に使用する周波数の幅に対して、かなり広い周波数帯域で免許を取得しておかなければ、実運用上支障が生じます。その結果、実際に使用する周波数の幅に対して、割高な電波利用料が免許人に課せられることとなります。</p> <p>今回の改正案は、この矛盾を是正するものとして大いに賛同します。</p> <p>一方、700MHz帯のFPUもまた、移行先の周波数帯においてラジオマイクと同様に他の一次業務の無線局と共用して運用しなければならず、状況は特定ラジオマイクと何ら変わりません。700MHzFPUの移行先におきましても特定ラジオマイクと同様の措置を講じていただくことを希望します。</p>	<p>改正案に賛同するご意見として承ります。</p> <p>なお、1.2GHz帯及び2.3GHz帯のFPUについては、特定ラジオマイクと異なり、当該無線局が使用する周波数帯の全帯域が他の無線業務の無線局からの干渉を容認することなどの条件はありません。</p>	株式会社毎日放送

番号	項目		提出されたご意見	ご意見に対する考え方	意見提出者
	省令案等の題名	条文			
4			<p>特定ラジオマイクは、周波数移行先であるTVホワイトスペース及び1.2GHz帯において、他システムと周波数共用を行うことにより、現在と比較して運用に制約が生じることとなります。</p> <p>このため、使用可能な周波数を考慮すると、今回示された「周波数の幅」の考え方は適切であり、円滑な周波数移行を実現する有効な措置であると考え、賛成します。</p> <p>なお、同様に移行により制約を受ける他の無線局についても、今回の「周波数の幅」の考え方を適用いただきたいと思います</p>	<p>改正案に賛同するご意見として承ります。</p> <p>なお、他の無線局についても特定ラジオマイクと同様の制約が生じた場合は同様の措置を講じることが適切と考えます。</p>	株式会社テレビ東京
5			<p>特定ラジオマイク(現行:770~806MHz)の移行先周波数であるTVホワイトスペース帯(470~710 MHz)および1.2GHz帯は、それぞれ地上デジタル放送受信の保護や各種レーダーによる被干渉など、他の無線局との周波数共用の実現には著しい制約があります。</p> <p>本改正案は電波利用料額を算出する基準となる「周波数帯域幅」に関し、上記のような周波数共用の制約に配慮した適切な考え方を反映するものであり、本改正案に賛成いたします。</p> <p>引き続き他の無線局においても周波数利用に著しい制約が生じる場合は、同様の措置の検討および実施を行っていただきたいと思います。</p>	<p>改正案に賛同するご意見として承ります。</p> <p>なお、他の無線局についても特定ラジオマイクと同様の制約が生じた場合は同様の措置を講じることが適切と考えます。</p>	日本テレビ放送網株式会社
6		第51条の11の2の5	<p>本改正案に賛同いたします。</p> <p>本規定の整備により、事業者の負担が軽減されることを期待いたします。</p>	改正案に賛同するご意見として承ります。	株式会社ジャパン・モバイルキャスティング
7		全般	<p>次期電波利用料(平成26年度~平成28年度)については、これまでに「電波利用料の見直しに関する検討会」での検討の結果を踏まえた「電波利用料の見直しに関する料額算定の基本方針」、「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針」が策定されました。本省令案は、基本方針、具体化方針に基づいた料額の算定を行うための省令改正であり、本案に賛同いたします。</p>	改正案に賛同するご意見として承ります。	株式会社NTTドコモ
8	その他本件とは無関係と思われるご意見が1件ございました。				